

刑法の一部改正に伴う中央区個人情報の保護に関する法律施行条例等の規定整備について

 刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）の施行に伴い、規定整備を行う。

内 容

1 趣 旨

刑法等の一部を改正する法律の施行により、「懲役」及び「禁錮」に代えて「拘禁刑」を創設することとされたことに伴い、条例中の「懲役」及び「禁錮」を「拘禁刑」に改める規定整備を行う。

2 規定の整備

現行	改正後
懲役	拘禁刑
禁錮	

3 改正を要する条例

- (1) 中央区個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年3月中央区条例第3号）
- (2) 中央区職員の分限に関する条例（昭和27年2月中央区条例第10号）
- (3) 中央区職員の給与に関する条例（昭和27年2月中央区条例第2号）
- (4) 中央区職員の退職手当に関する条例（昭和31年12月中央区条例第25号）

4 施行予定日

令和7年6月1日